

船橋市監査委員告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、平成30年度から令和4年度の包括外部監査結果に係る措置等の状況の通知があったので、同条同項の規定により公表する。

令和6年11月6日

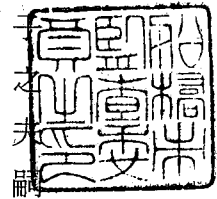
船橋市監査委員

同
同
同

栗
齋
浦
松

林
藤
田
橋

紀
弘
秀
浩



年度管理 番号	担当所属	頁	区分	報告書記載事項	通知年月日	現在の状況 (令和6年7月1日現在)	今後の方針 (令和6年7月1日現在)
94	保健体育課 (各学校) 危機管理課	210	指摘	災害時の職員参集基準・緊急連絡方法・安否確認方法を、事前計画によって作成し、継続的な訓練によって職員に方法を学習させるとともに、防災訓練を通して職員間で共有・検証するよう取り組まれない。	R2.11.12	災害時の職員参集基準・緊急連絡方法・安否確認方法については、各学校の震災時対応マニュアルに教職員の研修等について記載し、研修を行うことで共有を図ることとし、令和4年2月にマニュアルのひな型を改訂し、令和5年度中に各学校のマニュアルに反映されていることを確認した。各学校のマニュアルについては、毎年度ひな型の内容が反映されているか確認し、必要に応じて修正等の指導を行っている。	左記のとおり措置済み。
98	保健体育課 (各学校) 危機管理課	211	指摘	ハザードマップは科学的な被害・影響の想定結果であり、施設内の配置図などと併せて施設内の防災安全マップを作成したり、避難所として当該施設が使えない場合の避難場所・避難経路を決定したり、それらを職員間で共有・検証するために防災訓練を実施することは、児童・生徒の命を守るために必要な事前対策であり、市教育委員会及び危機管理課などの指導・調整のもとで、早急に実施・検証を行われたい。	R2.11.12	津波や洪水被害が想定されている学校については、令和2年度から令和3年度にかけて、ハザードマップを配布の上、校舎内の安全マップを作成するよう指示した。併せて2次避難場所及び3次避難場所について定めることを指示し、震災時対応マニュアルにも記載されるよう令和4年2月にひな型を改訂し、令和5年度中に各学校のマニュアルに反映されていることを確認した。各学校のマニュアルについては、毎年度ひな型の内容が記載されているか確認し、必要に応じて修正等の指導を行っている。	左記のとおり措置済み。